水防計画

長野県池田町

平成 30 年 10 月　策定
令和　２年 10 月　修正
令和　３年 10 月　修正
令和　５年　８月　修正
令和　８年　１月　修正

目 次

第１章　総則・・・

８－２　雨量の観測・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・34
８－３　気象予報等の情報収集・・・・・・・・・・・・・・・・・・35
第９章　協力及び応援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・36
９－１　河川管理者の協力・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・36
９－２　市町村相互の応援及び協定・・・・・・・・・・・・・・・・36
９－３　警察官の援助要請・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・36
９－４　自衛隊の派遣要請・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・36
９－５　企業（地元建設業等）との連携・・・・・・・・・・・・・・37
９－６　住民、自主防災組織等との連携・・・・・・・・・・・・・・37
第 10 章　費用負担と公用負担・・・・・・・・・・・・・・・・・・・38
10－１　費用負担・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・38
10－２　公用負担・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・38
第 11 章　浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の
防止のための措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・39
11－１　洪水対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・39
第 12 章　水防協力団体・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・43
12－１　水防協力団体の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・43
12－２　水防協力団体の業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・43
12－３　水防協力団体の水防団等との連携・・・・・・・・・・・・・43

資料１　重要水防区域位置図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・44
資料２　危険水位到達情報通知様式・・・・・・・・・・・・・・・・45
資料３　水防警報発表様式・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・46
資料４　水防実施状況報告書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・47

池田町水防計画
第１章　総則

１－１　目的

この計画は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号、以下「法」という。）第４条の規定に基づき、長野県知事（以下「県知事」という。）から指定された指定水防管理団体たる池田町（以下「町」という。）が、同法第 33 条第１項の規定に基づき、町内における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、町の地域にかかる河川の洪水等による水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

１－２　用語の定義

主な水防用語の定義は、次のとおりである。

１　水防管理団体

水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合若しくは水害予防組合をいう。（法第２条第２項）

２　指定水防管理団体

水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したものをいう。（法第４条）

３　水防管理者

水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう。（法第２条第３項）

４　消防機関

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第９条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団）をいう。（法第２条第４項）

５　消防機関の長

消防本部を置く市町村にあっては消防長を、消防本部を置かない市町村にあっては消防団の長をいう。（法第２条第５項）

６　水防団

法第６条に規定する水防団をいう。（文中水防団は消防団に読み替える）

７　量水標管理者

量水標、その他の水位観測施設の管理者をいう。（法第２条第７項、法第 10 条第３項）都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、都道府県の水防計画で定めるところにより、水位を通報及び公表しなければならない。（法第 12 条）

８　水防協力団体

水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他法人でない団体であって、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとして水防管理者が指

定した団体をいう。（法第 36 条第１項）

9　洪水予報河川　（管内に対象河川はない）

国土交通大臣又は都道府県知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報を行う。（法第 10 条第２項、法第 11 条第１項、気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）第 14 条の２第２項及び第３項）

10　水防警報

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川（水防警報河川）について、国土交通省は都道府県の機関が、洪水によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。（法第２条第８項、法第 16 条）

11　水位周知河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な被害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う。（法第 13 条）

12　水位到達情報

水位到達情報とは、国土交通大臣又は都道府県知事が指定した水位周知河川において、あらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報、氾濫発生情報のことをいう。

13　水防団待機水位（通報水位）

量水標の設置されている地点ごとに都道府県知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位（法第 12 条第１項に規定される通報水位）をいう。

水防管理者又は量水標管理者は、洪水のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。

14　氾濫注意水位（警戒水位）

水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位（法第 12 条第２項に規定される警戒水位）をいう。水防団の出動の目安となる水位である。

量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。

15　避難判断水位

市町村長の高齢者等避難発令の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情

報への注意喚起となる水位。

16　氾濫危険水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市町村長の避難指示の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第 13 条第１項及び第２項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。

17　洪水特別警戒水位

法第 13 条第１項及び第２項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。氾濫危険水位に相当する。国土交通大臣又は都道府県知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

18　重要水防区域

堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される区域であり、洪水等に際して水防上、特に注意を要する区域をいう。

19　洪水浸水想定区域

洪水予報河川及び水位周知河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は都道府県知事が指定した区域をいう。（法第 14 条）

１－３　水防の責任等

水防に関係する各主体について、水防法等に規定されている責任及び義務は次のとおりである。

１　水防管理団体（池田町）の責任

管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する。（法第３条）具体的には、主に次のような事務を行う

（１）水防団の設置（法第５条）
（２）水防団員等の公務災害補償（法第６条の２）
（３）平常時における河川等の巡視（法第９条）
（４）水位の通報（法第 12 条第１項）
（５）浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置（法第 15 条）
（６）避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表（法第 15 条の３）
（７）予想される水災の危険の周知（法第 15 条の 11）
（８）水防団及び消防機関の出動準備又は出動（法第 17 条）
（９）緊急通行により損失を受けた者への損失の補償（法第 19 条第２項）

(10)警戒区域の設定（法第 21 条）
(11)警察官の援助の要求（法第 22 条）
(12)他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請（法第 23 条）
(13)堤防決壊等の通報、決壊後の措置（法第 25 条、法第 26 条）
(14)公用負担より損失を受けた者への補償（法第 28 条第３項）
(15)避難のための立退きの指示（法第 29 条）
(16)水防訓練の実施（法第 32 条の２）
(17)水防計画の作成及び要旨の公表（法第 33 条第１項及び第３項）
(18)水防協議会の設置（法第 34 条）
(19)水防協力団体の指定・公示（法第 36 条）
(20)水防協力団体に対する監督（法第 39 条）
(21)水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第 40 条）
(22)水防従事者に対する災害補償（法第 45 条）
(23)消防事務との調整（法第 50 条）

２　県の責任

県内における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する。（法第３条の６）具体的には主に次のような事務を行う。

（１）指定水防管理団体の指定（法第４条）
（２）水防計画の作成及び要旨の公表（法第７条第１項及び第７項）
（３）水防管理団体が行う水防への協力（河川法第 22 条の２）
（４）都道府県水防協議会の設置（法第８条第１項）
（５）気象予報及び警報、洪水予報の通知（法第 10 条第３項）
（６）洪水予報の発表及び通知(法第 11 条第１項､気象業務法第 14 条の２第３項)
（７）量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第 12 条）
（８）水位周知河川の水位到達情報の通知及び周知（法第 13 条第２項）
（９）洪水予報又は水位情報の関係市町村長への通知（法第 13 条の４）
(10)洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第 14 条）
(11)都道府県大規模氾濫減災協議会の設置（法第 15 条の 10）
(12)水防警報の発表及び通知並びに水防警報河川等指定した時の公示
（法第 16 条第１項、第３項及び第４項）
(13)水防信号の指定（法第 20 条）
(14)避難のための立退きの指示（法第 29 条）
(15)緊急時の水防管理者、水防団長又は消防機関の長への指示（法第 30 条）
(16)水防団員の定員の基準の設定（法第 35 条）
(17)水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第 40 条）
(18)水防管理団体に対する水防に関する勧告及び助言（法第 48 条）

３　国土交通省の責任

（１）水防管理団体が行う水防への協力（河川法第 22 条の２）
（２）洪水予報の発表及び通知（法第 10 条第２項、気象業務法第 14 条の２第２項）
（３）量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第 12 条）
（４）洪水予報又は水位情報の関係市町村長への通知（法第 13 条の４）
（５）水位情報の通知及び周知（法第 13 条第１項
（６）洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第 14 条）
（７）大規模氾濫減災対策協議会の設置（法第 15 条の 9）
（８）水防警報の発表及び通知（法第 16 条第１項及び第２項）
（９）重要河川における都道府県知事等に対する指示（法第 31 条）
(10)水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第 40 条）
(11)都道府県等に対する水防に関する勧告及び助言（法第 48 条）

4　河川管理者の責任
（１）水防管理団体が行う水防への協力（河川法第 22 条の２）
（２）水防管理者に対する浸水被害軽減地区の指定及び市町村長に対する水害リスク情報の把握に関する情報提供及び助言（法第 15 条の 12）

5　気象庁の責任
（１）気象、津波、高潮及び洪水についての水防活動の利用に適合する予報及び警報の発表及び通知（法第 10 条第１項並びに気象業務法第 14 条の２第１項）
（２）洪水予報の発表及び通知
（法第 10 条第２項、法第 11 条第１項並びに気象業務法第 14 条の２第２項及び第３項）

6　居住者等の義務
（１）水防への従事（法第 24 条）
（２）水防通信への協力（法第 27 条）

7　水防協力団体の義務
（１）決壊の通報（法第 25 条）
（２）決壊後の処置（法第 26 条）
（３）水防訓練の実施（法第 32 条の２）
（４）業務の実施等（法第 36 条、第 37 条、第 38 条、第 39 条）

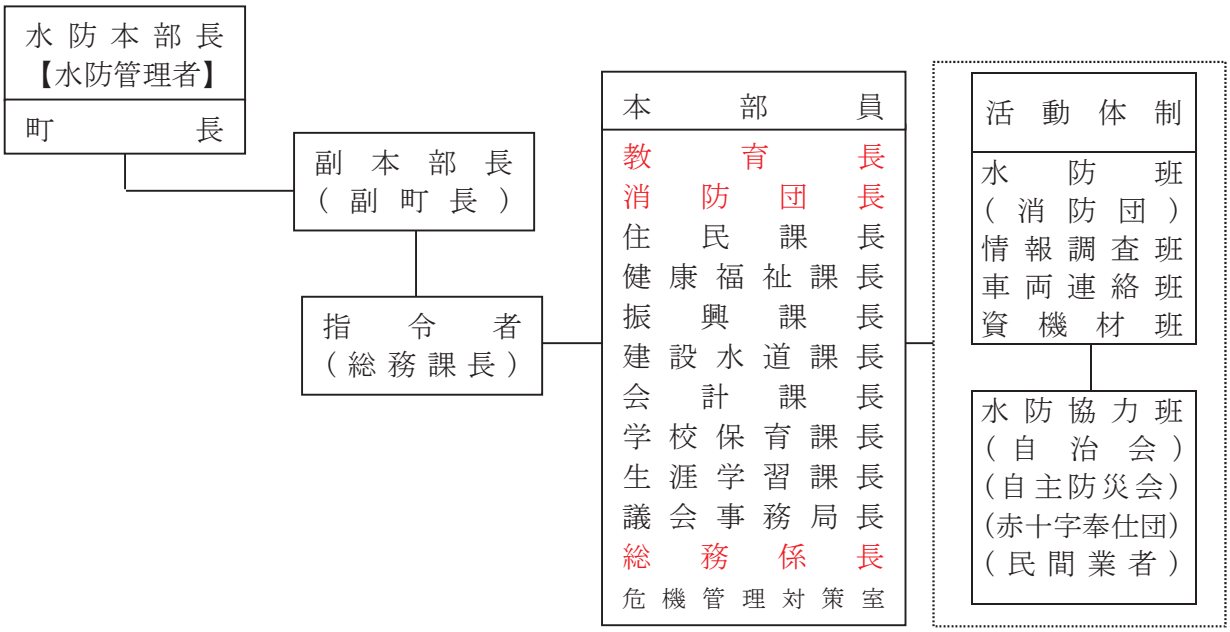
第２章　水防組織

２－１　町の水防組織

町は、水防に関係ある注意報・警報等の発表又は地震等の発生等により、洪水等のおそれがあると認められるときから洪水等のおそれがなくなったと認められるときまで、町役場に水防本部を設置し、次の組織で事務を処理する。ただし、災害対策本部が設置されたときは、同本部の一部として編入され、その事務を処理する。

１　組織系統

水防本部の事務局は、総務課におき、水防本部の組織は次のとおりとする。



２　水防本部の事務分担

水防本部の各班の事務分担は、次による。

班名	班長	班員	業務
水防班	消防団長	消防団員	団組織内の連絡、招集を行い、組織をあげて水防作業に従事する。
情報調査班	総務課長 住民課長	総務課職員 保険医療係	気象の予警報、水防警報等の情報収集に従事する。
	振興課長 建設水道課長	振興課職員 建設水道課職員	被害状況の情報収集、災害応急復旧の調査に従事する。
車両連絡班	振興課係長 建設水道課係長	振興課職員 建設水道課職員	人員及び水防資機材の運搬、現場連絡、水防班からの資材調達要請に係る事務に従事する。
資機材班	総務課係長	総務課職員	水防報告、渉外(公用負担事務・水防本部開設事務・水防協力班に係る事務・応援要請・調査の連絡調整)、水防用備蓄資材の整備・調整、消防団員の招集等に従事する。
水防協力班 （法第24条の規定による水防活動の一般協力者）	自治会長 自主防災会長	一般住民	水防本部長の要請に基づき、水防用資材等の提供及び水防活動に従事する。
	赤十字奉仕団委員長	赤十字奉仕団員	水防本部長の要請に基づき、水防活動に伴う給食、給水、救護活動に従事する。
	民間業者現場代理人	民間業者作業員	水防本部長の要請に基づき、現場における作業能率を高めるために、重機等の機械力による水防活動に従事する。

第３章　水防管理団体

３－１　水防管理団体の水防計画

１　水防計画の作成

水防管理者は、法第 33 条の規定に基づき、具体的な水防計画を定め、出水期前までに水防協議会又は、町防災会議に諮り大町建設事務所長に報告しなければならない。

２　水防計画の公表

水防管理者は、水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するものとする。

３　水防協議会の設置

指定水防管理団体は、水防計画その他水防に関し重要な事項を審査させるために、水防協議会を置くことができる。

水防協議会に関し必要な事項は、法第 34 条に定めるもののほか、町条例で定めるものとする。

４　大規模氾濫減災協議会の設置

千曲川・犀川大規模氾濫に関する減災対策協議会及び大町圏域大規模氾濫減災協議会において、河川管理者、県、市町村等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、流域において氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築する。

５　水防計画作成要領

水防計画は、水防の目的を完全に達成するために、組織の整備、資機材、通信施設の充実及び通信連絡方法の合理的な運用を図るとともに、特に現地に即したあらゆる事態を想定して、具体的に定めるものであり、水防計画作成の手引き（水防管理団体版）を参考にして作成する。

３－２　水防訓練

１　町は、毎年出水期前に、水防団及び水防協力団体の水防訓練を実施し、水防技術の向上を図るものとする。なお、訓練要領は、概ね次の基準により大町建設事務所長と協議の上、水防管理者が定めるものとする。

（１）　洪水等に対する堤防護岸等の保護及びその処置並びに堤防護岸等の決壊後の処置等に対する工法の知識の習得と訓練による技術の体得

（２）　洪水予報を受けてからの配備体制、水防警報が発せられた場合の出動、又は出動の準備等に対する指示命令の系統的訓練

第４章　予報及び警報

４－１　気象庁が行う予報及び警報

１　気象台が発表又は伝達する注意報及び警報

長野地方気象台長は、気象等の状況により洪水等のおそれがあると認められるときは、その状況を関係者に通知するとともに、必要に応じ報道関係の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。

水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報は、指定河川洪水予報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報を持って代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

水防活動の利用に適合する注意報、警報の種類と対応する一般の利用に適合する注意報、警報、特別警報の種類及びそれらの発表基準は次のとおりである。

水防活動の利用に適合する注意報･警報	一般の利用に適合する注意報・警報･特別警報	発表基準
水防活動用気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には第２表「大雨及び洪水警報・注意報基準（３）大雨注意報」の条件に該当する場合。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２である。
水防活動用気象警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には第２表「大雨及び洪水警報・注意報基準　（１）大雨警報」の条件に該当する場合。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等が危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル３に相当。
	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報(土砂災害）大雨特別警報(浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル５に相当。

水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には第２表「大雨及 び洪水警報・注意報基準(４)洪水注意報」の条件に該当する場合。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２である。
水防活動用 洪水警報	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が 発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には第２表「大雨及び洪水警報・注意報基準(２)洪水警報」の条件に該当する場合。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象と してあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒 レベル３に相当。

(注) １　発表基準欄に記載した数値は、長野県における過去の災害事例と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予測する際の概ねの目安である。

２　水防活動の利用に適合する注意報・警報は、一般の注意報・警報のうち水防に関する者を用いて行い、水防活動用の語は用いない。

３　注意報・警報はその種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな注意報・警報が発表されるときは、これまで継続中の注意報・警報は自動的に解除又は更新されて、新たな注意報・警報にきりかえられる。

４　情報の取扱いについては注意報・警報等の連絡に準じて行うものとする。

５　一般の利用に適合する洪水の特別警報は設けられていない。

(大雨警報･洪水警報等を補足する情報)

気象庁は、注意報、警報、特別警報を補足する情報として、浸水キキクル、洪水キキクル及び流域雨量指数の予測値を発表する。これらの情報は、気象庁ホームページで見ることができる。

種　類	内　容
浸水キキクル 大雨警報（浸水害）の危険度分布	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で１km 四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報。１時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル５に相当。

洪水キキクル 洪水警報の危険度分布	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね１km ごとに５段階に色分けして示す情報。３時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 また、大河川で洪水のおそれがあるときに発表される指定河川洪水予報や国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）について表示しており、中小河川の洪水危険度とあわせて確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル５に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。
流域雨量指数の予測値	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。６時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時 10 分ごとに更新している。

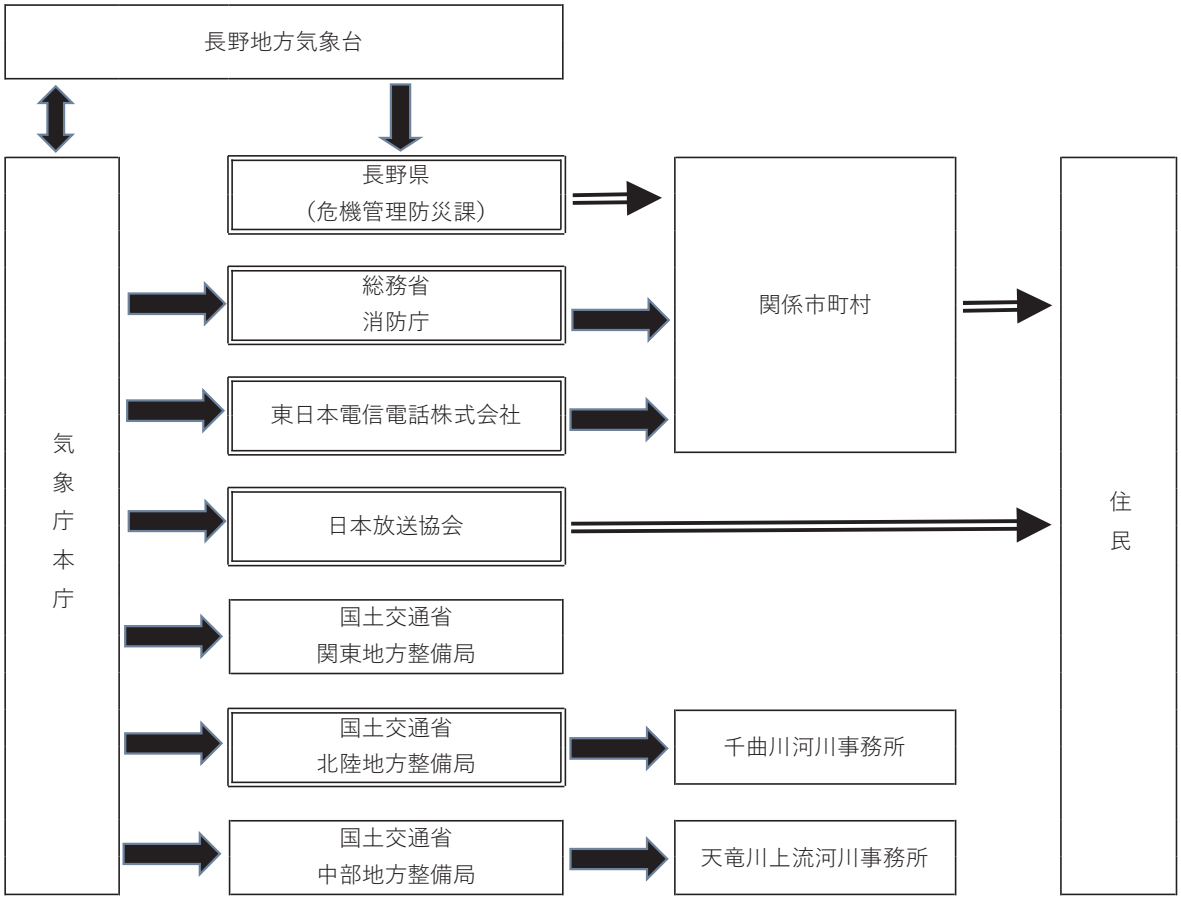
(その他の気象情報)

種　類	内　容
早期注意情報 (警報級の可能性)	５日先までの警報級の現象の可能性が［高］、［中］の２段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（長野県南部など）で、２日先から５日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（長野県など）で発表される。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル１である。
記録的短時間 大雨情報	大雨警報発表中の市町村において、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨　（１時間降水量）が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）　が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような 猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクル（危険度分布）で確認する必要がある。

台風情報	台風が発生した時や、台風が日本に影響を及ぼすおそれがあったり、既に影響を及ぼしている時に発表する。台風の実況と予想などを示した「位置情報」と防災上の注意事項などを示した「総合情報」がある。
全般気象情報 関東甲信地方気象情報 長野県気象情報	気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予測、防災上の注意を解説する場合等に発表される。雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する長野県気象情報」、「記録的な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する長野県気象情報」、「顕著な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「顕著な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。

2　警報等の伝達系統

長野地方気象台から発表される注意報・警報等の伝達は、次の系統により行う。



注１　二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第８条第１号及び第３号並びに第９条の規定に基づく法定伝達先。

注２　二重線の経路は、気象業務法第 15 条の２によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

４－２　洪水予報河川における洪水予報（管内に対象河川はない）

１　種類及び発表基準

知事は、国土交通大臣が指定した河川について、水位到達情報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について水位が避難判断水位に達したときは、関係者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、これを一般に周知するものとする。

また知事が指定した河川について通知した場合は、避難情報発令の判断に資するため関係市町村長にその通知にかかる事項を通知するものとする。

発表する情報の種類、基本的な発表基準は次のとおりである。

種類	発表基準
氾濫注意情報 （洪水注意報）	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 避難に備えハザードマップによる災害リスクを再確認等、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。
氾濫警戒情報 （洪水警報）	氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。
氾濫危険情報 （洪水警報）	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき、または急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示等の発令の判断の参考とする。危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル４に相当。
氾濫発生情報 （洪水警報）	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害が既に発生している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル５に相当。

氾濫注意情報 （警戒情報解除）	氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、基準水位観測所の水位が避難判断 水位を下回ったとき（氾濫注意水位を下回った場合を除く）、又は、氾濫警戒情 報発表中に、基準水位観測所の水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危 険水位に達したときを除く）に発表される。
氾濫注意情報解除	氾濫発生情報、氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、基 準水位観測所の水位が氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれがなくなったときに発表される。

2　洪水予報

水防法第 10 条第２項及び気象業務法第 14 条の２第２項の規定に基づき、重要河川で国土交通大臣が定めた河川について、国土交通大臣と気象庁長官が共同してその状況を水位又は流量を示して発表する警報及び注意報をいう。

また、水防法第 11 条第１項及び気象業務法第 14 条の２第３項の規定に基づき、重要河川で長野県知事が定めた河川について、長野県知事と気象庁長官が共同してその状況を水位又は流量を示して発表する警報及び注意報をいう。

４－３　水位周知河川における水位到達情報

１　種類及び発表基準

知事は、国土交通大臣が指定した河川について水位到達情報の通知を受けたとき、又は知事が指定 した河川について水位が避難判断水位に達したときは、関係者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、これを一般に周知するものとする。

また、知事が指定した河川について通知した場合は、避難情報発令の判断に資するため、関係市町村長にその通知に係る事項を通知するものとする。発表する情報の種類、基本的な発表基準は、次のとおりである。

種　類	発　表　基　準
氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達したとき。
氾濫警戒情報	基準地点の水位が避難判断水位に到達したとき。
氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき
氾濫発生情報	氾濫が発生したとき
氾濫注意情報解除	氾濫発生情報、氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、基準水位観測所の水位が氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれがなくなったとき

２　県が行う水位到達情報の通知

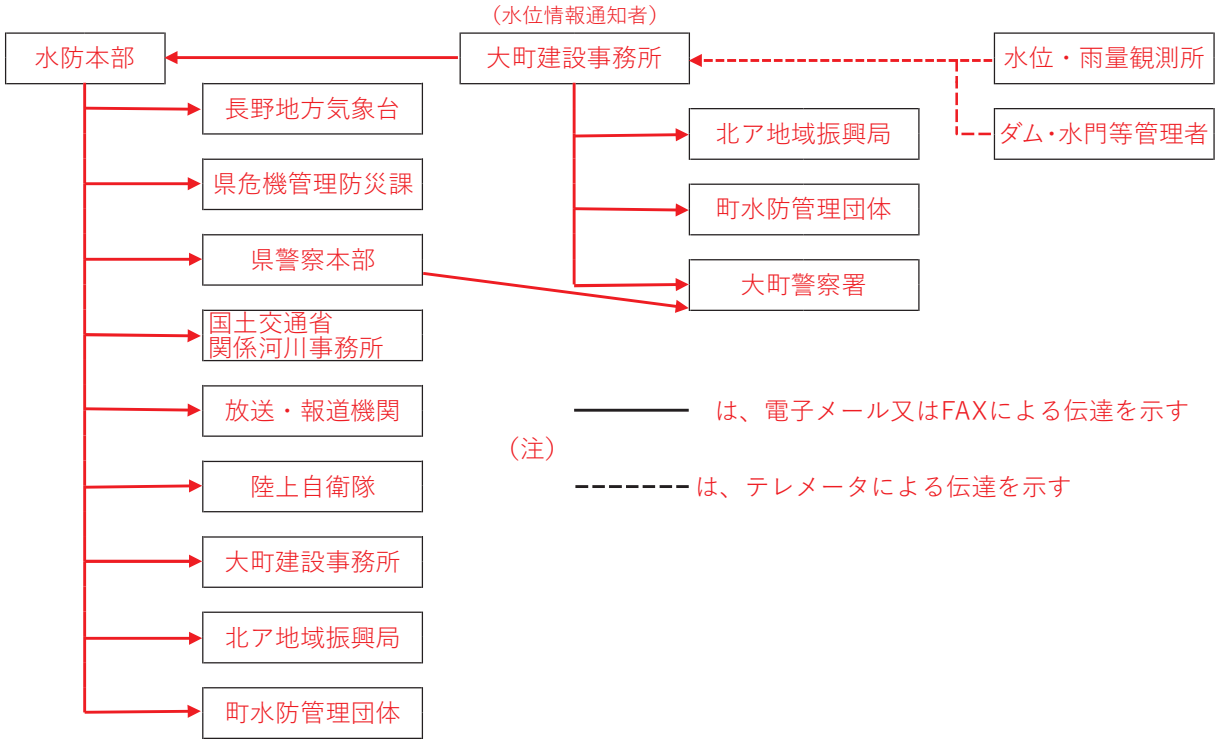
（１）県が水位到達情報の通知を行う河川一覧

水防法第 13 条第 2 項の規定の基づき、知事が水位情報の通知を行う河川（水位周知河川）は、次のとおりである。

河川名	区　域	基準観測所	位置	避難判断水位（特別警戒水位）	氾濫危険水位	関係水防管理団体	水位情報通知者
穂高川	安曇野市穂高有明（乳川合流点）から 安曇野市穂高北穂高（安曇野大橋）まで	巾下	安曇野市穂高	2.7m	3.3m	安曇野市	安曇野建設事務所
高瀬川	大町市大町（高瀬上橋）から安曇野市明科七貴（犀川合流点）まで	十日市場	安曇野市穂高北穂高	2.0m	2.3m	大町市 池田町 松川村 安曇野市	大町建設事務所

※水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 37 号）附則第 2 条の規定により、同法施行（平成 17 年 7 月 1 日）の際に知事が指定している水防警報河川は、知事が指定する水位周知河川とみなされる。

（２）水位到達情報の伝達系統



４－４　水防警報

１　知事は、国土交通大臣が指定した河川について水防警報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について水防警報を通知したときは、関係者に通知するものとする。

発表する情報の種類、基本的な発表基準は次のとおりである。

種類	発表基準
準備	雨量、水位、流量その他の河川の状況により必要と認められるとき、又は、水位が水防団待機水位に達し、氾濫注意水位を超えるおそれがあるとき。
出動	水位が氾濫注意水位に達し、なお上昇のおそれがあり、水防活動の必要があるとき。
状況	出動が長時間にわたる場合、あるいは気象条件、水防活動に変化等が生じたとき。
解除	水位が氾濫注意水位を下回り、かつ、水防活動の必要がなくなったとき。

２　県が行う水防警報河川一覧（昭和 32 年長野県告示第 168 号他）

水防法第 16 条の規定に基づき、知事が水防警報を行う河川（水防警報河川）は、次のとおりである。

河川名	区　域	基準観測所	位置	水防団待機水位	氾濫注意水位	関係水防管理団体	水位情報通知者
穂高川	安曇野市穂高有明（乳川合流点）から 安曇野市穂高北穂高（安曇野大橋）まで	巾下	安曇野市穂高	1.3m	2.0m	安曇野市	安曇野建設事務所
高瀬川	大町市大町（高瀬上橋）から安曇野市明科七貴（犀川合流点）まで	十日市場	安曇野市穂高北穂高	1.0m	1.5m	大町市 池田町 松川村 安曇野市	大町建設事務所

（２）水防警報の段階と範囲

１）水防警報発令の基準は、対象水位観測所の水位が水防団待機水位に達し、氾濫注意水位を超えるおそれがあるとき、水防活動の必要が予測されたとき、及び、水位が氾濫注意水位に達し、なお上昇のおそれがあり、水防活動の必要があるときとする。このほか、必要に応じて水防警報を発令することがある。

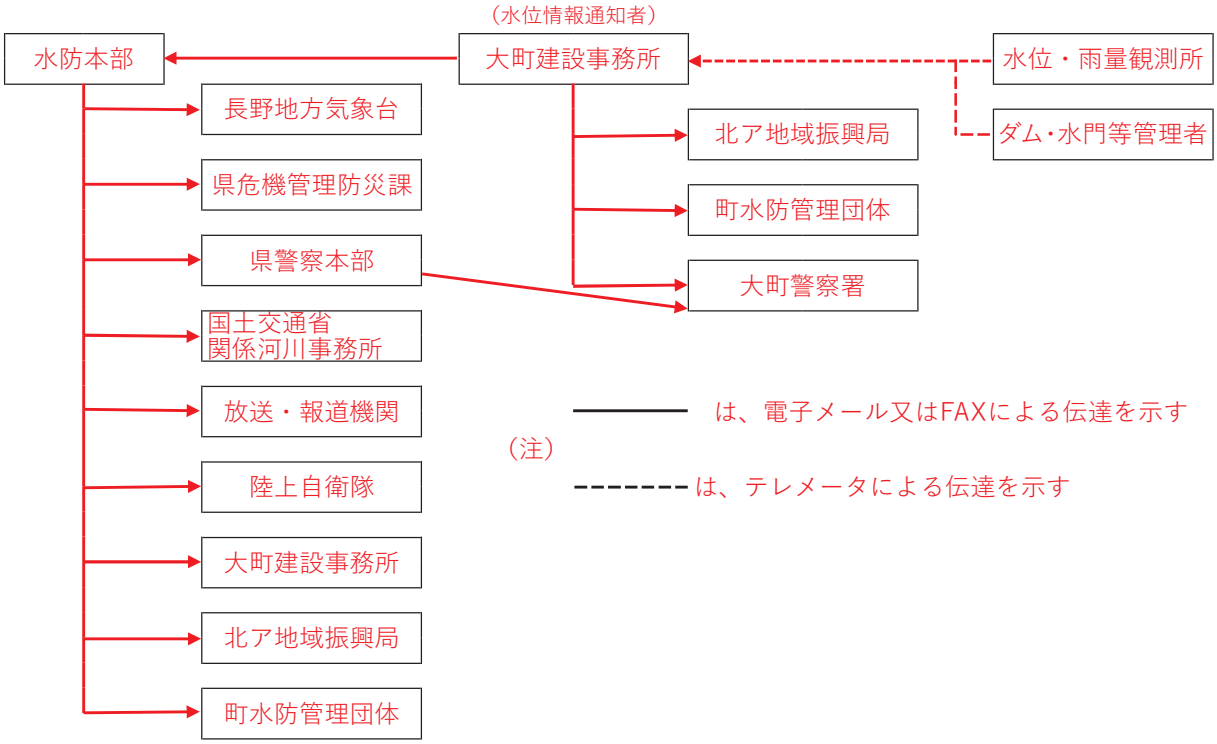
２）水防警報解除の基準は、水位が氾濫注意水位以下に下がり、水防作業の必要がなくなったときとする。ただし、その間に水防活動上必要な洪水状況について適宜情報を発する。

３）水防警報発令のときは、速やかに、次に示す水防警報伝達系統により、それぞれの機関に連絡するものとする。

４）水防警報の発令段階

第１段階	準備	水防資材及び器材の整備、点検及び水門等の開閉の準備並びに水防団の幹部の出動
第２段階	出動	水防団員の出動
第３段階	解除	水防活動の終了
その他	状況	水位、雨量等水防活動に必要な状況

（３）水防警報の伝達系統



第５章　水防活動

５－１　水防管理団体の非常配備

１　水防管理団体の非常配備

水防管理者が管下の水防団を非常配備につかせるための指令は、次に発するものとする。

（１）水防管理者が自らの判断により必要と認める場合

（２）水防警報指定河川にあっては、その警報の伝達を受けた場合

（３）緊急に、その必要があるとして水防本部長からの指示があった場合

２　本部員の非常配備

水防管理団体及びその部員（水防事務担当者）の非常配備については、長野県水防本部員の非常配備に準ずるものとし、水防管理者はあらかじめ体制を整備しておくものとする。

３　水防団の非常配備

（１）待機

水防団の連絡員を本部に詰めさせ、団長はその後の情勢を把握するに努め、また団員は直ちに次の段階に入り得るような状態におくものとする。

待機指令は、水防に関係のある注意報・警報が発令される等、必要と認めた時に発する。

（２）準備

水防団の団長及び班長は、所定の詰所に集合し、資材及び器具の整備、点検、団員の配備計画等に当たり、ダム、水門等水防上必要な工作物のある所へ団員の派遣、及び堤防巡視等のため一部団員を出動させるものとする。

準備の指令は、河川の水位が水防団待機水位に達し、なお上昇のおそれ等があり、かつ出動の必要が予測されたときに発する。

（３）出動

水防団の全員が所定の詰所に集合し、警戒配備につく。

出動指令は、河川の水位がなお上昇する等、出動の必要を認めたときに発する。

５－２　巡視及び警戒

１　平常時

水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、随時区域内の河川、堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、堤防等の管理者に連絡して必要な措置を求めるものとする。

上記に係る連絡を受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。

河川等の管理者が自ら行う巡視等において、水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。

水防管理者等が、出水期前や洪水経過後に、重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、必要に応じて河川等の管理者に立会又は共同で行うことを求めることができる。この際、水防団員等が立会又は共同で行うことが望ましい。

2　出水時

水防管理者等は、洪水時にあっては、河川等の監視及び警戒を厳重にし、重要水防箇所を中心に巡視を行うものとする。

また、次の状態に注意し、異常を発見したときは直ちに水防作業を実施するとともに、大町建設事務所長及び河川等の管理者に連絡し、大町建設事務所長は水防本部長に報告するものとする。ただし、堤防、ダムその他施設が決壊したとき、又は越水・溢水もしくは異常な漏水を発見したときは、５－６に定める決壊等の通報及びその後の措置を講じなければならない。

（１）堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位上昇
（２）堤防の上端の亀裂又は沈下
（３）川側堤防斜面で水当たりの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
（４）居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
（５）排・取水門の両軸又は底部より漏水と扉の締まり具合
（６）橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異常

５－３　水防作業

１　水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮し、最も適切な工法を選択し実施するものとする。

その際、水防団員は自身の安全確保できる場所までの避難完了に要する時間を考慮して、水防団員自身の安全を確保できないと判断したときには、自身の避難を優先する。

また、水防管理者は平常時から水防実施関係者に水防工法等を習熟させ、災害時においても最も適切な作業が即時実施できるよう努めなければならない。

２　水防作業上の心得

（１）水防団員は、出動前よく家事を整理し、万一家人が待避する場合における待避要領等を家人に伝え、後顧の憂いをなくし、いったん出動した場合は命令なく部署を離れる等勝手な行動をとってはならない。

（２）作業中は、終始敢闘精神をもって上司の命に従い、団体行動をとらなければならない。
（３）作業中は私事を慎み、言動に注意し、特に夜間は「洪水」、「決壊」等の想像による用語を用いてはならない。
（４）命令及び伝達の情報は、特に迅速、正確及び慎重を期し、みだりに人心を動揺させたり、いたずらに水防団員を緊張によって疲れさせないように留意し、最悪時に最大の水防能力を発揮できるように心がけなければならない。
（５）洪水時において堤防に異常が起こる時期は、滞水時間にもよるが、おおむね水位が最大のとき、またはその直後である。しかし、がけ崩れ陥没等は、通常減水時に生ずる場合が多い（水位が最大洪水位の４分の３ぐらいに減少したときが最も危険）から、洪水が最盛期を過ぎても完全に流過するまで警戒を厳にすること。

５－４　安全配慮

水防活動は、水防団員自身の安全確保に留意して実施するものとする。
避難誘導や水防作業の際も、水防団員自身の安全は確保しなければならない。
安全確保のために配慮すべき事項は、おおむね次のとおりである。

（１）　水防活動時にはライフジャケットを着用する。
（２）　水防活動時の安否確認を可能にするため、非常時でも利用可能な通信機器を携帯する。
（３）　水防活動時は、ラジオを携行する等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
（４）　指揮者は、水防活動が長時間にわたる時は、疲労に起因する事故を防止するため、団員を随時交代させる。
（５）　水防活動は原則として複数人で行う。
（６）　水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
（７）　指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、水防団員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。
（８）　指揮者は、活動中の不足の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。
（９）　指揮者は水防団員等の安全確保のため、予め活動可能な時間等を水防団員等へ周知し、共有しなければならない。
(10)　出水期前に、洪水時の堤防決壊の事例等の資料を水防団員全員に配布し、安全確保のための研修を実施する。

５－５　避難のための立退き

１　堤防等が決壊した場合又は決壊の危険に瀕した場合には、法第 29 条の規定に基づき、水防本部長、現地指導所長またはその命を受けた職員もしくは水防管理

者は、速やかに必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立退くべきことを指示することができる。

また、水防管理者は、指示した場合においては、大町警察署長にその旨を通知するものとする。

2　水防管理者は、避難のための立退を指示した場合は、その状況を大町建設事務所長に速やかに報告し、大町建設事務所長は水防本部長に報告するものとする。

3　水防管理者は、大町警察署長と協議の上、あらかじめ危険が予想される区域について避難計画を作成し、避難場所、経路等について定め必要な処置を講じておくものとする。

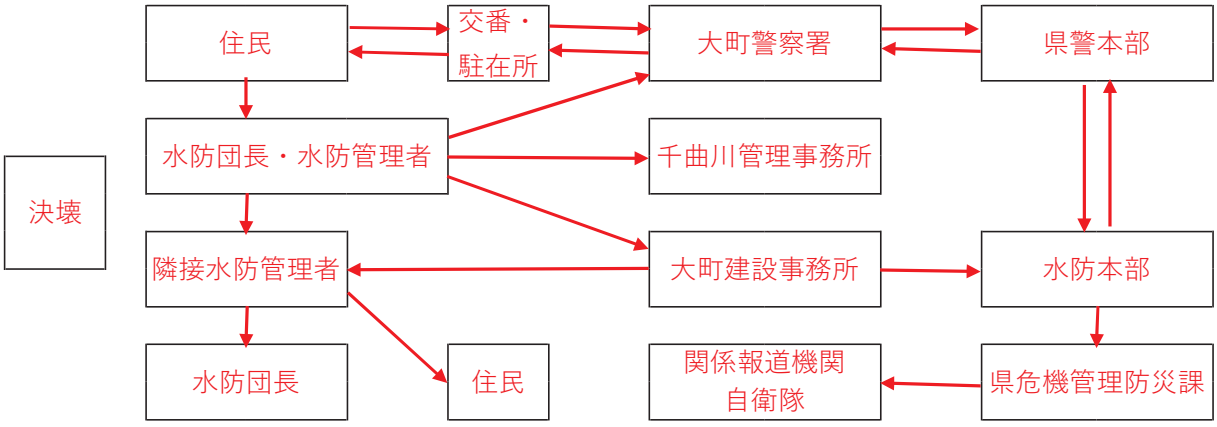
5－6　決壊・漏水等の通報及びその後の措置

1　決壊・漏水等の通報

水防に際し、堤防等が決壊したとき、又は越水・溢水もしくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちにこの状況を関係機関（千曲川河川事務所、大町建設事務所、大町警察署）及び氾濫のおそれのある隣接水防管理団体その他必要な団体に通報する。

河川管理者は、自らが管理する堤防の漏水等に関する危険情報が関係者に直ちに通報されるよう、出水期前に、洪水時における連絡の体制・方法を関係者と確認しておくものとする。

2　決壊・漏水等の通報系統



3　決壊後の措置

堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水もしくは異常な漏水が発生したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めるものとする。

５－７　水防警報の解除

１　水防警報の解除は、水位が降下して水防作業の必要がなくなり、水防本部長または水防管理者が水防解除の指令をしたときとする。

２　水防団員は、１ による水防警報の解除があるまでは、自らの判断により、当該部所を離れてはならない。

３　水防警報の解除後は、水防作業に従事した人員、使用資機材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに水防本部長に報告する。また、使用した資機材は、手入れして所定の位置に設備する。

５－８　水防報告等

１　水防記録

水防作業員が出動したときは、水防管理者は、概ね以下の事項の記録を作成し、保管するものとする。

（１）天候の状況並びに警戒中の水位観測表
（２）水防活動を実施した河川名及びその箇所
（３）警戒出動及び解散命令の時刻
（４）水防団員及び消防機関に属する者の出動時刻及び人員
（５）水防作業の状況
（６）堤防、その他の施設の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
（７）使用資材の種類及び数量並びに消耗量及び員数
（８）法第 28 条の規定による公用負担下命の危惧、資材の種類、数量及び使用場所
（９）応援の状況
(10) 居住者出勤の状況
(11) 警察関係の援助の状況
(12) 現場指導の官公署名
(13) 立退きの状況及びそれを指示した理由
(14) 水防関係者の死傷
(15) 殊勲者及び殊勲水防団とその功績
(16) 今後の水防について考慮を要する点、その他水防管理団体の所見

２　水防報告

水防管理者は、水防実施後 10 日以内にその状況を「水防法施行細則」(昭和 26 年５月 17 日付、長野県規則第 42 号)に定める様式により、大町建設事務所長を経由して水防本部長に報告するとともに、水防本部長は当該水防管理者からの報告について国へ報告する。

５－９　水防信号

法第 20 条に規定された水防信号は、次のとおりである。

第１信号　氾濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの

第２信号　水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの

第３信号　当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの

第４信号　必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの

	警鐘信号	サイレン信号（余いん防止符）
第１信号	○休止　○休止　○休止	約 5 秒　15 秒　5 秒　15 秒　5 秒　15 秒　5 秒　15 秒 ○－休止－○－休止－○－休止－○－休止
第２信号	○－○－○　　○－○－○	約 5 秒　6 秒　　5 秒　6 秒　　5 秒　6 秒　　5 秒　6 秒 ○－休止－○－休止－○－休止－○－休止
第３信号	○－○－○－○　○－○－○－○	約 10 秒　5 秒　10 秒　5 秒　10 秒　5 秒　10 秒　5 秒 ○－休止－○－休止－○－休止－○－休止
第４信号	乱打	約 1 分　5 秒　1 分 ○－休止－○－

備考　１　信号は適宜の時間継続すること。

２　必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと。

３　危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。

５－10　町の非常配備

１　町は、水防活動に関係する予報及び警報等の発表があり、洪水のおそれがあると認められるときから、その危険が解消されるまでの間は非常配備により水防事務を処理するものとする。

	配備の時期	体制	配備人員
第１号配備	水防に関する警報・注意報等が発せられたが、具体的な水防活動を必要とするに至るまでにはまだかなり時間的余裕があると認められるとき	情報の収集及び連絡に当たり、事態の推移によっては、直ちに第２号配備の招集その他の活動ができる体制	総務課長 振興課長 建設水道課長 危機管理対策室
第２号配備	1. 水防活動を必要とする事態の発生が予想され、数時間後には水防活動の開始が考えられるとき 2. 水防本部長が必要と認めて指令したとき	水防活動の必要な事態が発生すれば、そのまま水防活動（災害の応急対策）が遅滞なく遂行できる体制	町長 副町長 教育長 各課長(局長) 総務係長 危機管理対策室
第３号配備	1. 激甚な災害が予想されるとき又は危険性が大で第２号配備で処理できがたいと認められるとき 2. 水防本部長が必要と認めて指令したとき	完全な水防体制	所属職員の全員及び応援を求められた部課の職員を動員

２　水防団の非常配備等

（１）　水防団の管轄地域

水防団の管轄地域は、次のとおりである。

区分／所属	区域	一級河川		その他の河川等
		名　称	延長m	名　称
第１分団１・２部	豊町・1 丁目・吾妻町・東町・2 丁目・3 丁目・4 丁目・5 丁目	高　瀬　川	9,000	町川・西町川・藤田川・内川
第２分団１・２部	正科・堀之内・中島・半在家・相道寺・広津・法道	高　瀬　川	9,000	社新堰・岡堰・山の寺沢・高見沢・花岡沢・袖沢川・牛沢・カニ沢・くぼ沢・郷石原沢・南岡沢・熊ノ沢・水頭沢
第３分団	滝沢・花見・陸郷	高　瀬　川	9,000	岡堰・内川・日向沢・権現沢・金草沢・秋葉山沢・塩沢・湯沢・南湯沢・北柳沢・柳沢・堀の沢・滝の沢

第４分団１・２部	渋田見・鵜山 中之郷・南台	高　瀬　川	9,000	日岐堰・内川・小沢・黒沢・雑ケ沢・前ケ沢・彦沢・堤沢・水戸沢・清水沢・箒沢・いら沢・南いら沢・七光沢・南ケ沢
第５分団１・２部	内鎌・和合・十日市場・高瀬橋南・林中	高　瀬　川	9,000	内川

※一級河川の出場範囲は、都度団長指示による。その他の河川の出場範囲については、概ね上記の範囲とするが、他区域に及ぶ河川もあるので、各分団と連携をとること。

（２）　水防団の非常配備

水防本部長は、水防警報が発せられたとき、水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき、その他水防上必要があると認められるときは、水防団長に対し水防団の出動を要請し、又は出動の準備をさせるものとする。その基準はおおむね次のとおりとする。

配備区分	配備基準	配備体制
待　機	水防に関係のある注意報及び警報が発表される等、必要と認めたとき	水防団の連絡員を本部に詰めさせ、団長は、その後の情勢を把握することに努め、また、団員は、直ちに次の段階に入り得るような状態におくものとする。
準　備	河川の水位が水防団待機水位に達し、なお上昇のおそれ等があり、かつ出動の必要が予測されるとき	水防団の団長及び幹部は、所定の詰所（車庫）に集合し、資器材及び器具の整備、点検、団員の配備計画等に当たり、ダム、水門等水防上必要な工作物のある所へ団員の派遣及び堤防巡視等のため、一部団員を出動させるものとする。
出　動	河川の水位がなお上昇する等、出動の必要を認めたとき	水防団の全員が所定の詰所（車庫）に集合し、警戒配備につく。
解　除	水防本部長より解除の指令をしたとき	

（３）　水防団の非常配備の解除

水防団の非常配備の解除は、水位が下降して水防活動の必要がなくなり、水防本部長が水防団長に対して水防団の配備解除の指令をしたときとする。それまでは、水防団員は自らの判断等により勝手に部所を離れてはならない。

解除後は、人員、資器材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。また、使用した資器材は、手入れして所定の位置に設備する。

第６章　重要水防区域並びに水門等

６－１　重要水防区域

１　重要水防区域とは

重要水防区域とは、洪水時において堤防の決壊、越水等の危険が想定される箇所であり、水防上特に警戒を要する箇所である。

水防管理者等は、重要水防区域を中心として随時区域内の河川等の巡視を行うとともに、特に出水期前及び洪水経過後においては、河川管理者と合同で巡視を行い、重要水防区域等の実態を把握しておくこと。

２　重要水防区域一覧

番号	区分／河川名	左右岸の別	延 m (箇所)	場所 目標	予想水位 m	危険 予想される	水防工法
1	高瀬川	左	400(1)	正科カスミ	2.5	堤防高不足 越水、決壊	中聖牛 積土のう 蛇篭布 せ木流し
2	高瀬川	左	600(1)	高瀬川大橋下流	2.5	堤防高不足 越水、決壊	中聖牛 積土のう 蛇篭布 せ木流し
3	高瀬川	左	600(1)	豊町	2.5	堤防高不足 越水、決壊	中聖牛 積土のう 蛇篭布せ 木流し
4	高瀬川	左	200(1)	内鎌カスミ林中 18 番地	2.5	堤防高不足 越水、決壊	中聖牛 積土のう 蛇篭布せ 木流し
5	高瀬川	左	600(1)	十日市場１ (高瀬橋上)	2.5	堤防高不足 越水、決壊	中聖牛 積土のう 蛇篭布せ 木流し
6	高瀬川	左	100(1)	十日市場２ (高瀬橋下)	2.5	堤防高不足 越水、決壊	中聖牛 積土のう 蛇篭布せ 木流し

※重要水防区域位置図・区域図は、資料１のとおり。
※危険とされる予想水位は未発表

3　警戒の度合い

種別	重要度	
	A　水防上最も重要な区間	B　水防上重要な区間
越水（溢水）	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が現況の堤防高を越える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。
堤体漏水	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある堤体の変状が集中している箇所。堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。
水衝・洗掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているがその対策が未施工の箇所。橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。波浪による河岸欠壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。

6－2　水門等の操作

1　河川区間の水門（洪水）

水門等の管理者は、常に当該施設が十分その機能を発揮できるよう努めるとともに、特に、水防活動時においては、適正な操作を行い、水害の軽減、防止に努めるものとする。

また、気象警報・注意報等及び洪水予報・水防警報が発表されたとき、又は雨量、水位、流量等の気象状況を考慮し、洪水時又は洪水のおそれがあると認めたときは、各施設の操作規則等に基づき、的確な操作を行うものとする。

水防上重要な水門等は、次のとおりである。

2　操作の連絡

水門等の施設管理者は、各施設の操作規則等に基づき、放流等の情報を直ちに河川管理者、大町建設事務所、下流地域等の水防管理団体等に迅速に連絡するものとする。

第７章　水防施設及び輸送

７－１　水防倉庫及び水防資機材

１　資機材の確保

水防管理者は、資材の確保のため重要水防区域近在の竹立木、木材等を調査するとともに、緊急時に調達しうる数量を確認してその補給に備えること、また備蓄資材が使用又は損傷により不足を生じた場合は、直ちに補充しておくものとする。

水防倉庫の位置と管理

管理団体名	県有、国庫補助単独別、市町村有及び代用備蓄場の別	位置	竣工年月
池田町	町	池田町大字池田 2243-10	
池田町	町	（防災倉庫） 池田町大字会染 40-6	H9. 3 (H23. 3)

水防倉庫及び備蓄資材

資材＼倉庫	水防倉庫	資材＼倉庫	水防倉庫
PP 袋（枚）1t 用	60	縄（kg）	2
PP 袋（枚）	3,550	ロープ（m）	100
鉄線（kg）	20	ビニールシート（枚）	40

町防災倉庫水防工具

品　名	数量	品　名	数量	品　名	数量	品　名	数量
照明具	2	スコップ	5	掛矢	2	つるはし	－
斧	1	のこぎり	－	なた	－	鎌	－
番線ｶｯﾀｰ	5	ペンチ	4	シノ	5	一輪車	2

町役場倉庫資機材等

品　名	数量	品　名	数量	品　名	数量	品　名	数量
照明具	－	スコップ	24	掛矢	5	つるはし	3
斧	－	のこぎり	1	なた	6	鎌	22
金槌	14	ペンチ	9	シノ	6	バール	3
ﾁｪｰﾝｿｰ	6	大鎌	3	大金槌	1	ヘルメット	40

２　緊急時の資機材使用

水防管理者は、備蓄水防資機材では不足するような緊急事態に際して、国有又は県有水防倉庫の備蓄資機材を千曲川河川事務所長又は大町建設事務所長の承認を受けて使用することができる。なお、千曲川河川事務所長及び大町建設事務

所長は、予備鍵の貸与等をあらかじめ水防管理者と協議して、緊急時に迅速な対応ができるよう努めるものとする。

７－２　通信連絡

１　水防通信施設

水防のため必要な通信連絡は、町関係者はＩＰ無線通信または有線通信とする。町関係者以外とは、加入電話、携帯電話、衛星携帯電話等の通信方法とするが、かならず予備連絡手続を考慮しておかなければならない。

２　非常通話の取扱い

災害等により電話が混み合った場合には、発信規制や接続規制といった通信規制（大規模災害時は 約 90%以上の制限が行われることがある）が行われるため、通常の電話は被災地からの発信や被災地への接続が困難になる。これを回避するため、水防上緊急を要する場合、水防関係機関は法第 27 条第２項及び電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）に基づき、災害時優先通信を利用することができる。利用にあたっては、必要な電話回線をあらかじめ登録しておくとともに、どの電話機が災害時優先通信を利用できるのかをわかるようにしておくことが望ましい。

３　その他の通話施設の使用

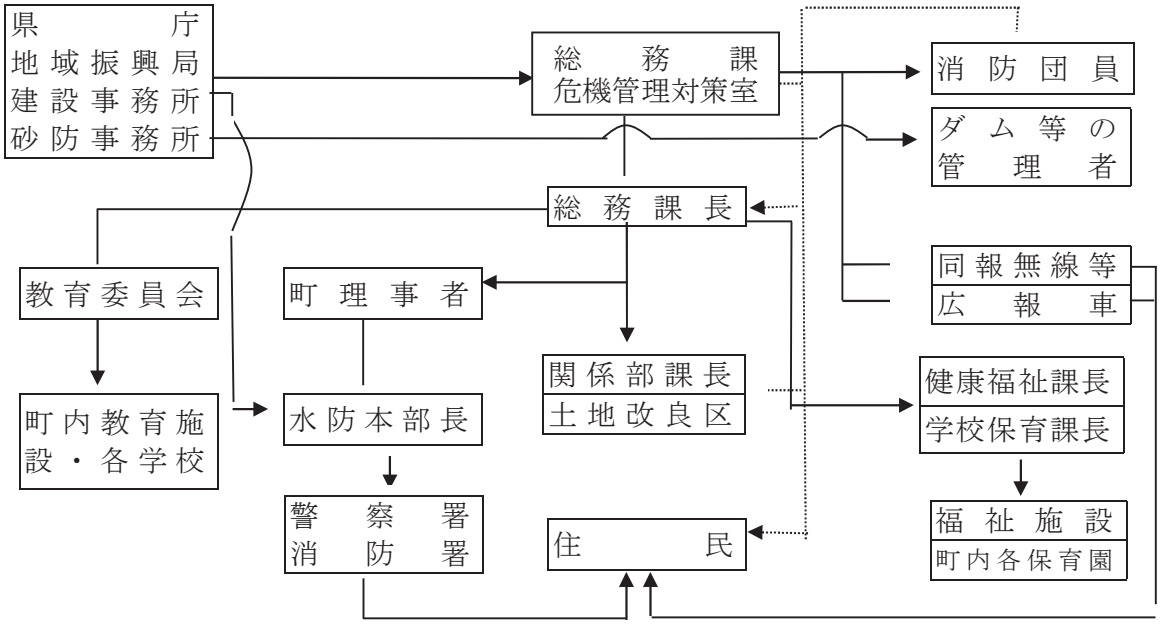
その他一般加入電話による通信不能又は特に緊急を要する場合は、次に掲げる機関の専用電話無線等の通信施設を使用することができる。

（１）警察通信施設
（２）国土交通省関係通信施設
（３）鉄道関係通信施設
（４）電気事業通信施設
（５）その他の通信施設

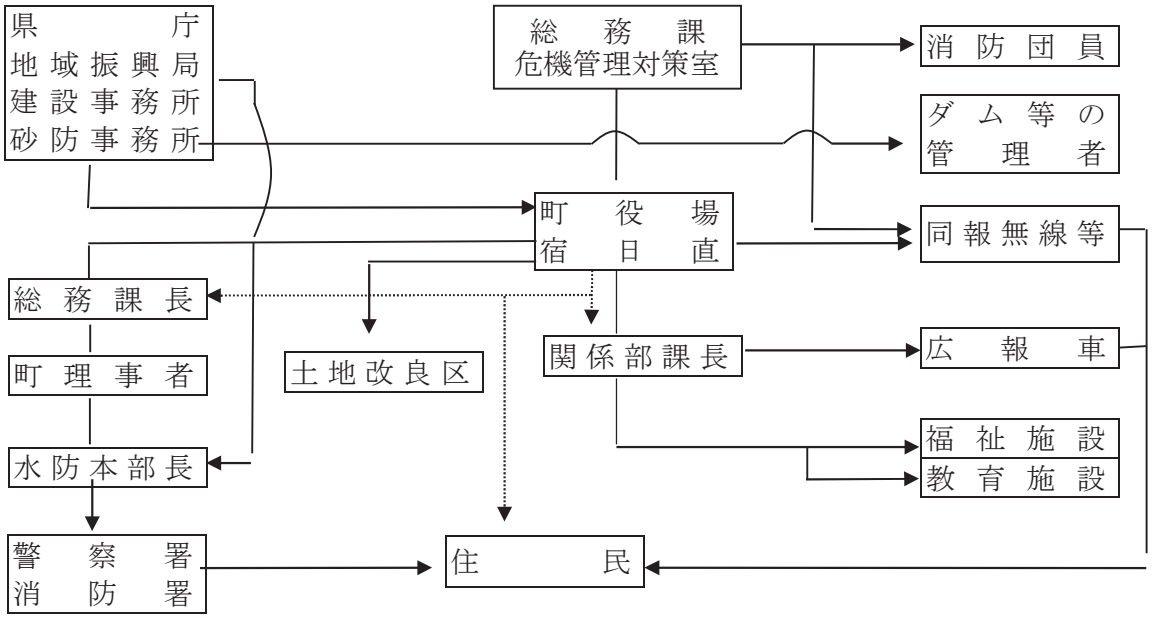
4　通信連絡系統

水防時に必要な連絡用の電話、無線電話の通信系統は、以下のとおりとする。

（１）勤務時間中における伝達系統



（２）勤務時間外における伝達系統



5　連絡先一覧

機関名	所在地	ＴＥＬ	ＦＡＸ
長野県庁	長野市大字南長野字幅下 692-2	026-232-0111	026-225-7069
北アルプス地域振興局	大町市大町 1058-2	0261-22-5111	0261-23-6504
大町建設事務所	大町市大町 1058-2	0261-22-5111	0261-23-6532
長野建設事務所	長野市大字南長野南県町 686-1	026-234-9539	026-233-3245
国土交通省 大町ダム管理所	大町市平 2112-71	0261-22-4511	0261-22-4512
国土交通省松本砂防 事務所高瀬川出張所	大町市大町 5032	0261-22-0650	0261-22-7974
大町警察署	大町市大町 2895	0261-22-0110	0261-23-6110
北アルプス広域 南部消防署	松川村 7179-3	0261-62-0119	0261-62-9100
高瀬川右岸土地改良区	大町市常盤下一 3629-14	0261-22-0520	0261-22-9118
池田町役場	池田町大字池田 3203-6	0261-62-3131	0261-62-9404

７－３　非常輸送の確保

１　非常輸送の計画

非常の際、水防用資機材、作業員その他の輸送を確保するため、町内の重要水防区域においてあらゆる状況を推定して輸送経路図を作成しておくものとする。

（１）付近略図に道路幅員その他通路のわかる輸送網図

（２）万一に備えた多角的輸送路の選定図

２　非常輸送車の配備計画

近距離輸送のため、トラックその他輸送車の配備を計画しておくものとする。

第８章　水位等の観測

８－１　水位の観測

１　水位観測所

町域の水位観測所は、県が管理する観測所が２箇所、国が管理する観測所が２箇所ある。

所　　属	観測所名	河　川	所　　在　　地	はん濫注意水位(m)	備考
長野県大町建設事務所	十日市場	高瀬川	安曇野市穂高北穂高	1.5	テレメーター
長野県長野建設事務所	弘　　崎	犀　川	長野市信州新町弘崎	5.2	自記テレメーター
国土交通省大町ダム管理所	高瀬下橋	高瀬川	安曇野市穂高北穂高地先	―	自記テレメーター
国土交通省千曲川河川事務所	陸　　郷	犀　川	安曇野市明科南陸郷	3.3	自記テレメーター
東京電力リニューアブルパワー㈱	弘　　崎	犀　川	長野市信州新町弘崎	―	自記
〃	平　ダ　ム	〃	生坂村大字東広津	―	自記テレメーター

２　水位の情報、通報

水位観測所による水防情報システムにより観測データを取得する。水防本部は情報又は通報を受けたときは、氾濫水が到達する恐れのあることを水防本部長及び関係者へ直ちに連絡するものとする。

３　水位閲覧の要領

（１）閲覧の開始

水位が上昇して水防団待機水位に達し、さらに水位上昇が見込まれるときから開始する。

（２）閲覧の終了

水位が下降して水防団待機水位以下に下がったときに終了する。

（３）定時閲覧

通報開始から終了までの間、標準時１時間ごとに、その時刻の水位変動状況及び天候その他を閲覧する。

（４）随時データ閲覧

ア　氾濫注意水位

水位が上昇して氾濫注意水位に達したとき、その後の上昇についても定時閲覧のほか、随時その時刻と水位を閲覧する。

イ　最高水位

水位が最高水位に達したと認められたときは、時刻にかかわらず、その時刻と水位を閲覧する。

ウ　異常通報

その他急激な水位の変動、河川の異常等についてそのつど閲覧する。

８－２　雨量の観測

１　雨量観測所

流域の雨量観測所は、県が管理する観測所が３箇所あるほか、気象庁が管理する観測所が２箇所、国が管理する観測所が２箇所、町が管理する観測所が５箇所ある。

所　　属	観測所名	河　川	所　　在　　地	備　考
長野県大町建設事務所	大町建設	高瀬川	大町市大町 1058-2（大町合同庁舎）	テレメーター
〃	沓　　掛	〃	大町市常盤東原 3798-48	テレメーター
〃	広　　津	犀　　川	池田町大字広津 23201-1	テレメーター
長野地方気象台	大　　町		大町市大町大原町 5926-5（大原配水池）	有線ロボット気象計
〃	穂　　高	穂高川	安曇野市穂高	〃
国土交通省松本砂防事務所	高　　瀬	高瀬川	大町市大町 5032（高瀬川出張所）	自記･テレメーター
国土交通省大町ダム管理所	大町ダム	〃	大町市平ナロヲ大クボ 2112-71	〃
池　田　町	池　　田	〃	池田町大字池田 3203-6（役場）	テレメーター
〃	中　　島	〃	池田町大字会染 480	〃
〃	滝　　沢	〃	池田町大字会染 3526	〃
〃	陸　　郷	〃	池田町大字陸郷 7446-2	〃
〃	鵜　　山	〃	池田町大字中鵜 3052-4	〃

２　水位の情報、通報

雨量観測所による雨量情報システムにより観測データを取得する。水防本部は情報又は通報を受けたときは、雨量情報を水防本部長及び関係者へ直ちに連絡するものとする。

３　雨量閲覧の要領

（１）閲覧の開始

雨量が観測雨量（50㎜以上／24時間、又は連続雨量80㎜）に達したとき、または所轄建設事務所長から通報を受けたときから開始する。

（２）閲覧の終了

降雨がなくなったとき

（３）定時閲覧

観測開始から終了までの間

標準時１時間ごとに、その時刻の雨量及び変動状況、天候その他を閲覧する。

（４）随時閲覧

観測開始後 30㎜ 以上／1 時間の降雨があったときは、その都度時刻、雨量及び降雨状況を閲覧する。

８－３　気象予報等の情報収集

気象予報、雨量、河川の水位については、以下のウェブサイトでパソコンや携帯電話から確認することができる。

１　気象情報

気象庁 http://www.jma.go.jp/

２　雨量・河川水位

（国土交通省）

川の防災情報 http://www.river.go.jp/　携帯版 http://i.river.go.jp/

（長野県）

長野県河川砂防情報ステーション http://www.sabo-nagano.jp/res/portal.html

（池田町雨量計）役場、中島、滝沢、陸郷、鵜山の５か所

ＰＯＴＥＫＡ　ＮＥＴ　http://www.potekanet.com/

３　キキクル(危険度分布)

土砂キキクル、浸水キキクル、洪水キキクル、洪水浸水想定区域

https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood/zoom:14/lat:36.422698/lon:137.867603/colordepth:normal

第９章　協力及び応援

９－１　河川管理者の協力

河川管理者［北陸地方整備局長、中部地方整備局長及び長野県知事］は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動への協力を行う。

＜河川管理者の協力が必要な事項＞（例）

（１）　水防管理団体に対して、河川に関する情報（河川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報等）の提供

（２）　重要水防区域の合同点検の実施

（３）　水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加

（４）　水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資機材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資機材又は備蓄資材の貸与

（５）　水防活動の記録及び広報

９－２　市町村相互の応援及び協定

水防管理者は、災害が発生し、町独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できないと認められるとき、長野県市町村災害時相互応援協定に基づく応援を要請する。

９－３　警察官の援助要請

水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、区域を管轄する警察署長に対して、警察官の出動を求めるものとする。

その方法等については、あらかじめ警察署長と協議しておくものとする。

９－４　自衛隊の派遣要請

水防管理者は、災害に際し、自らの能力で処理することが困難な事態が予想されるときは、災害対策基本法第 68 条の２に基づき、県知事に自衛隊の災害派遣要請を要求することができる。派遣要請の要求に当たっては次の事項を明らかにするものとする。

（１）　災害の状況及び派遣要請を要求する事由

（２）　派遣を希望する期間

（３）　派遣を希望する区域及び活動内容

（４）　派遣部隊が展開できる場所

（５）　派遣部隊との連絡方法、その他参考となるべき事項

なお、県知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求することができない場合には、水防管理者が直接、自衛隊等に派遣を要請する旨の通知等を行うことになるため、事前に通知先となる自衛隊の関係部局と調整を行うものとする。

９－５　企業（地元建設業等）との連携

水防管理者は、出水時の水防活動に際し、「公共機関及びその他の事業者との相互応援協定」等に基づき応援に要する人員、資器材及び物資等の提供に関して、協力を求めるものとする。

９－６　住民、自主防災組織等との連携

水防管理者は、水防活動の実施に当たっては、地域住民、自主防災組織等と連携を図り、水防のため必要があるときは、住民等に水防活動への協力を求めるものとする。

第 10 章　費用負担と公用負担

10－1　費用負担

1　費用負担

水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。

ただし、他の水防管理団体の応援に要した費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものし、負担する費用の額及び負担方法は、応援を求めた水防管理団体と応援を求められた水防管理団体が協議して定めるもととする。

2　利益を受ける市町村の費用負担

水防管理団体の水防によって、当該水防管理団体の区域以外の市町村が著しく利益を受けるときは、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。

負担する費用の額及び負担の方法は、当該水防を行う水防管理団体と当該水防により著しく利益を受ける市町村と協議して定めるものとする。当該協議が成立しないときは、水防管理団体は知事にあっせんを申請することができる。

10－2　公用負担

1　公用負担

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者又は消防機関の長は水防の現場において次の権限を行使することができる。

（1）　必要な土地の一時使用
（2）　土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用
（3）　車両その他の運搬用機器の使用
（4）　排水用機器の使用
（5）　工作物その他の障害物の処分

2　損失補償

町は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けたものに対し、時価によりその損失を補償するものとする。

第 11 章　浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

11－1　洪水対応

1　浸水想定区域の指定

国土交通大臣及び及び県知事は、洪水予報河川、水位周知河川及び一級河川において洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省で定める基準に該当する河川（住宅等の防護対象のある河川）について、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。現在、町に関係する想定最大規模降雨による浸水想定区域図は次のとおりである。

浸水想定区域図	指定年月	作成主体
高瀬川	令和元年 11 月	大町建設事務所 （市町村ハザードマップ作成支援河川）

2　浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設及び大規模工場等は、円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置として、次の事項が定められている。

事業所等	地下街等	要配慮者利用施設	大規模工場等 （申出のあったもの）
措置の義務付け	義務	義務	義務
措置の内容	避難確保計画の作成及び町長への報告、公表。浸水防止措置に関する計画の作成、訓練の実施	避難確保計画の作成及び町長への報告、訓練の実施及び町長への報告	浸水防止計画の作成 訓練の実施
自衛水防組織	設置義務あり、町長への報告	設置した場合、町長への報告	設置した場合、町長への報告

（1）　地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があると認められるもの。

地下街等の名称	所在地	所有者又は管理者	連絡先 電話・FAX	関連河川
該当なし				

（2）　要配慮者利用施設（主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの。

ア　社会福祉施設　　令和７年４月１日現在

No.	地区名	施設名	住所	浸水深(m)
1	１丁目	いけだ小規模多機能型居宅介護事業所おひさまの家	池田 2644-1	～0.5
2	１丁目	池田町認定こども園池田保育園	池田 2420-1	～0.5
3	２丁目	いけだデイサービスセンター小島館	池田 2128-3	～0.5
4	２丁目	合同会社暁「憩いの家　嬉々」	池田 4116-2	～0.5
5	２丁目	池田町池田児童クラブ	池田 3327-1	0.5～3.0
6	４丁目	北アルプス医療センターあづみ病院院内保育所	池田 2979-14	0.5～3.0
7	４丁目	池田町総合福祉センター「やすらぎの郷」	池田 2005-1	～0.5
8	４丁目	いけだデイサービスセンター高姫	池田 2005-1	～0.5
9	５丁目	特別養護老人ホーム高瀬荘	池田 1942-1	～0.5
10	吾妻町	ＮＰＯ法人あっとはーぶハーブの風共同ホーム	池田 2170-28	～0.5
11	林中	いけだ南部ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰさくらの家・訪問介護事業所	会染 5599-1	～0.5
12	林中	ＮＰＯ法人あっとはーぶハーブの風共同作業所	会染 5252-2	～0.5
13	林中	池田町会染児童センター	会染 2862-1	～0.5
14	和合	白樺の家　グループホーム和合	会染 5707-15	0.5～3.0
15	内鎌	白樺の家　ワークセンターしらかば	会染 6750-1	～0.5
16	内鎌	白樺の家　グループホームかえでの家	会染 6750-4	～0.5
17	渋田見	就労継続支援Ｂ型事業所　いろは	会染 9002-2 外	0.5～3.0
18	渋田見	池田町認定こども園会染保育園	会染 9014-8	0.5～3.0
19	十日市場	ニチイケアセンターあづみ野	会染 12107-2	0.5～3.0
20	中之郷	リハビリデイサービス　マルヤマ	中鵜 357	0.5～3.0

上記の社会福祉施設 20 施設

イ　学校

No.	地区名	施設名	住所	浸水深(m)
1	１丁目	長野県池田工業高校	池田 2524	～0.5
2	２丁目	池田町立高瀬中学校	池田 3210-1	0.5～3.0
3	２丁目	池田町立池田小学校	池田 3177-1	0.5～3.0

4	林中	池田町立会染小学校	会染 5663-1	～0.5
5	内鎌	長野県安曇養護学校	会染 6113-2	0.5～3.0

上記の学校等５施設

ウ　医療施設

No.	地区名	施設名	住所	浸水深(m)
1	３丁目	北アルプス医療センターあづみ病院	池田 3207-1	0.5～3.0

上記の医療施設１施設

※浸水深は想定最大規模降雨（概ね 1/1,000）による。ハザードマップにて確認要

（３）　大規模な工場その他の施設（１又は２に掲げるものを除く。）であって国土交通省令で定める基準を参酌して町条例で定める用途及び規模に該当するものでその洪水等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの。

大規模工場等の名称	所在地	所有者又管理者	連絡先 電話・FAX	関連河川
該当なし				

３　洪水ハザードマップ

町では、浸水想定区域の指定に基づき、洪水予報の伝達方法、避難場所等円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、洪水ハザードマップを作成し、印刷物を各世帯に配布している。

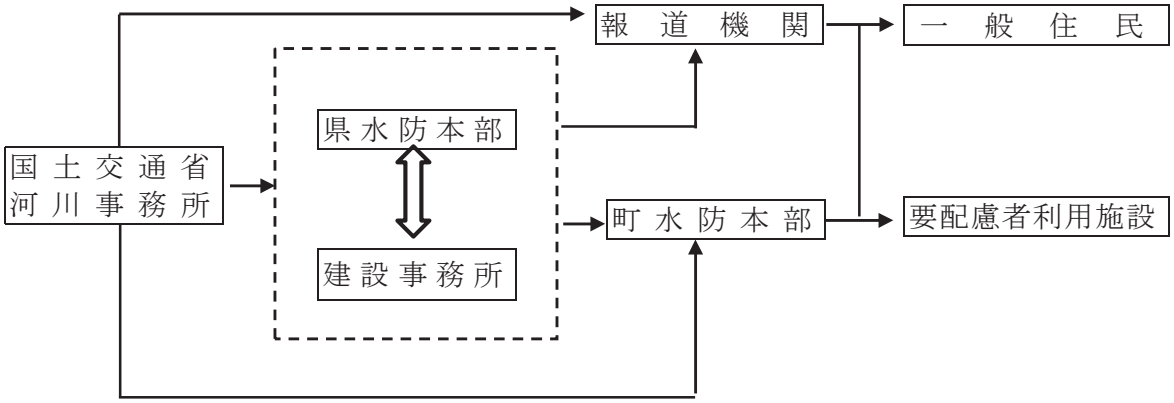
また、洪水ハザードマップについては、町のホームページに掲載し、住民への周知を図るとともに、平常時からの防災意識の向上と自主的な避難の心構えを養い、二次災害発生予想箇所を避けることができるため、災害による被害の低減にあたり有効である。

４　予想される水災の危険の周知等

町長は、水位周知河川以外の河川のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その推進その他の状況を水害リスク情報として把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、浸水実績等を地図上に示した図面の公表、浸水実績等を付加した洪水ハザードマップの公表、町中の看板・電柱等への掲示等により住民等に周知することとする。図面等を公表する場合は、住民への各戸配布やインターネット上での公表等により行うこととする。

5　洪水予報等の伝達方法

町から地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法は次のとおりである。



第 12 章　水防協力団体

12－１　水防協力団体の指定

町は、12－２に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。また、水防管理団体は水防協力団体が適正かつ確実な実施を確保するため水防計画に位置付けるとともに、その業務について報告させることができる。なお、国、長野県及び水防管理団体は水防協力団体に対して、その業務の実施に関し必要な情報提供、指導若しくは助言するものとする。

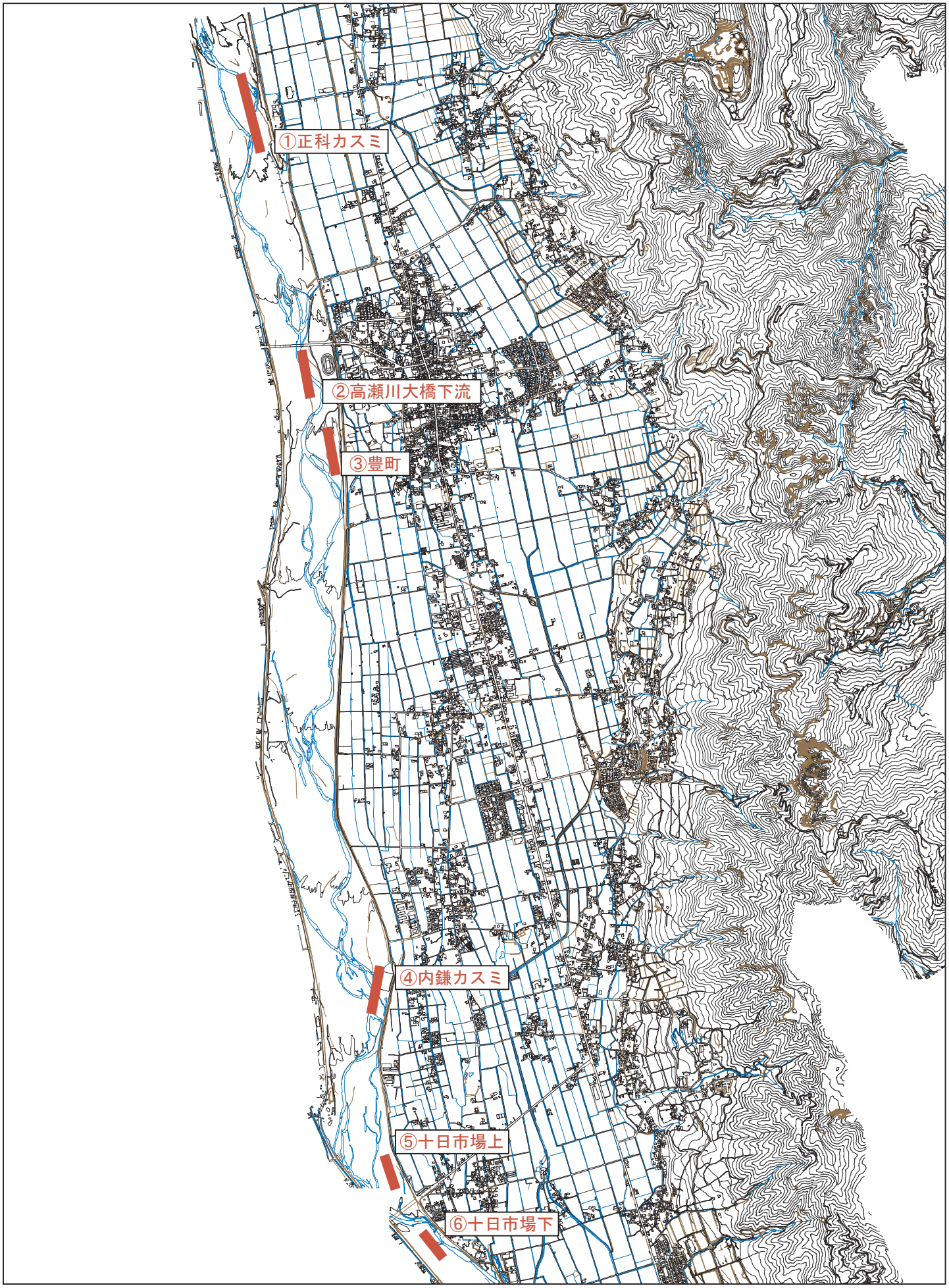
12－２　水防協力団体の業務

（１）　水防上必要な監視、警戒その他水防活動の協力
（２）　水防に必要な機器、資材又は設備の保管、提供
（３）　水防に関する情報又は資料の収集、提供
（４）　水防に関する調査研究
（５）　水防に関する知識の普及、啓発
（６）　前各号に附帯する業務

12－３　水防協力団体の水防団等との連携

水防協力団体は、水防団との密接な連携の下に前項の業務を行わなければならない。また、水防協力団体は、毎年水防団が行う水防訓練に参加するものとする。

資料１　重要水防区域位置図



資料２　危険水位到達情報通知様式

＿＿＿川　氾濫危険水位到達情報

令和＿＿ 年 ＿＿ 月 ＿＿ 日 ＿＿時 ＿＿分　発表

長野県　＿＿建設事務所
長野県水防本部

【主文】

＿＿＿川は、＿＿日 ＿＿時 ＿＿分に ＿＿＿市・町・村の

＿＿＿水位観測所で、**避難指示**の発令の目安となる

氾濫危険水位 ＿＿＿mに達しました。

＿＿＿＿水位観測所では、 ＿＿時 ＿＿分 から＿＿時 ＿＿分までの

＿＿分間に、水位が約 ＿＿m上昇しました。 今後も水位上昇が見込まれ、

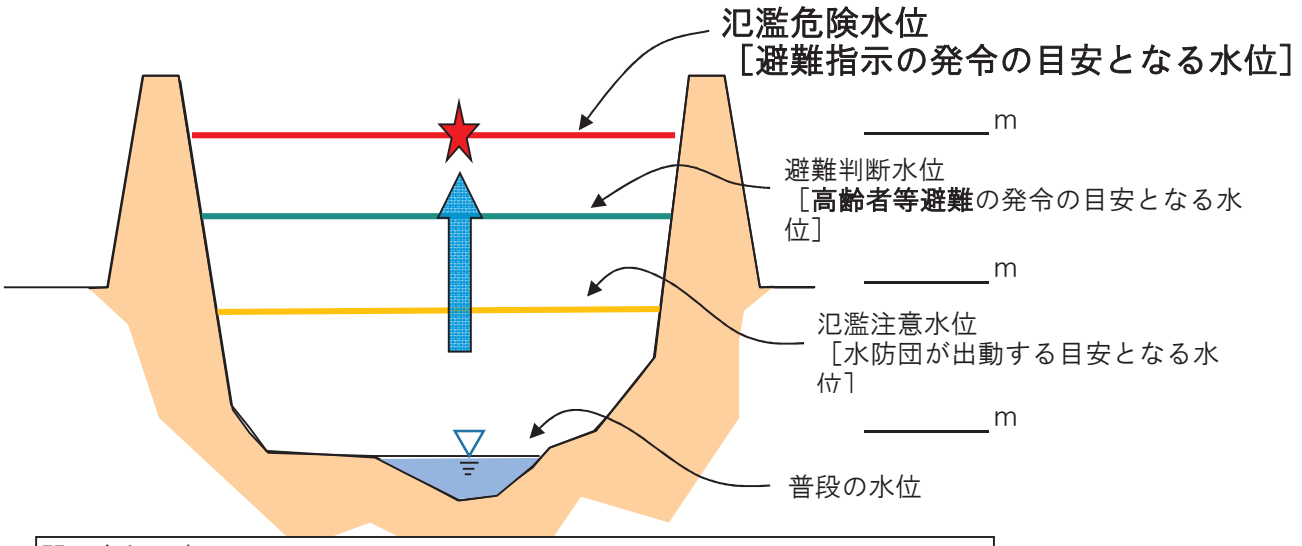
＿＿＿＿市 ＿＿＿＿から＿＿＿＿市 ＿＿＿＿までの区間は、

河川が氾濫するおそれがあります。

市町村長が発表する避難情報や、気象状況に十分注意をお願いします。

【参考】

＿＿＿＿川 ＿＿＿＿水位観測所（ ＿＿＿＿市・町・村 ＿＿＿＿＿＿地先）



問い合わせ先
長野県〇〇建設事務所維持管理課　ＴＥＬ×××－×××－××××

ＴＥＬ■■■－■■■－■■

資料３　水防警報発表様式

水　　防　　警　　報

種　類	準備 ・ 出動 ・ 状況 ・ 解除			
発表河川		発表対象 水位観測所	観測所	
発表日時	令和　　年　　月　　日　　時　　分	発 表 者	長野県	建設事務所

設定水位				
基準水位観測所	観測所			
水防団待機水位 （通報水位／指定水位）	m			
はん濫注意水位 （警戒水位）	m			
避難判断水位 （特別警戒水位）	m			

区分	番号	発　表　内　容
現況	1	＿＿＿＿＿＿ { ア．観測所 / イ．流域 } の雨量は、＿＿日＿＿時　現在 ＿＿＿＿ mm に達しました。
	2	水位は、＿＿日＿＿時　現在 ＿＿＿＿m { ア．に達しました。 / イ．です。 / ウ．に下がりました。 }
	3	水位は、＿＿日＿＿時＿＿分　に { ア．水防団待機水位 / イ．はん濫注意水位 / ウ．はん濫危険水位 } { エ．に達しました。 / オ．を越えました。 / カ．を下回りました。 }
	4	水位は、 { ア．引き続き / イ．1時間に＿＿＿cmぐらいの割合で / ウ．急激に } { エ．上昇しています。 / オ．下降しています。 }
	5	【被害の発生状況等を記入】
予想	6	雨は、今後まだ＿＿＿＿ mm 程度降る恐れがあります。
	7	水位は、今後 { ア．さらに上昇する / イ．下降する } と見込まれます。
水防団への指示	8	水防機関は、 { ア．出動の準備を行い、水防に関する情報連絡を確保してください。 / イ．出動し、厳重に警戒してください。 / ウ．今後の出水状況に応じて、出動人員を増してください。 / エ．厳重に警戒してください。 }
	9	水防警報を解除します。
	10	ただし、 { ア．今後も気象状況の変化に十分注意してください。 / イ．被害のあった所は応急作業を続けてください。 }

伝達確認						
通知先	河川課					
通報者						
受報者						
通報時刻	時　分	時　分	時　分	時　分	時　分	

資料４

水防実施状況報告書

池田町水防本部長　様　　年　　月　　日

作成者　職　氏名　　印

災害の名称		出動人員数	消防職員	消防団員	その他	人員計
災害の日時						
実施場所						

水防作業の概況・工法及び効果		
概況		
工法		
効果		

被害総括					
人的被害	死者	行方不明	計		
	人	人	人		
	重傷者	軽傷者	計		
	人	人	人		
被害総括	千円				

被害内訳						
種別	住家	非住家	世帯	人数	金額（千円）	
全壊						
半壊						
流出						
一部破壊						
床上浸水						
床下浸水						
計						
種別	浸水面積		金額			
田	流出ha		千円			
	冠水ha					
畑	流出ha		千円			
	冠水ha					
堤防	m					
道路	m					
その他						
計						

所要経費			
項目	金額	備考	
資材費	円		
器材費	円		
燃料費	円		
雑費	円		
計	円		

使用資材		
資材名	使用数	搬出した倉庫
袋類		
シート		
縄		
ロープ		
杭		
鉄線		
土砂		
土のう		

考察・備考	